

産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

初山別村地域農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)			活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)	
初山別村地域農業再生協議会	52,315,000	52,315,000		52,315,000

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

初山別村地域農業再生協議会

配分枠

52,315,000 円

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単価① (円/10a)	面 積 (a単位)※3																				合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)
				戦略作物							新市場 開拓用米	そば	なたね	高収益作物				雑穀	その他						
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米				野菜	花き・花木	果樹	その他の 高収益作物		てん菜	でん 原馬 鈴しよ	小豆	菜豆	その他		
1	土地利用型作物助成	1	13,500	25,074																				25,074	33,849,900
2	土地利用型作物助成	1	13,500		8,160																			8,160	11,016,000
3	土地利用型作物助成	1	31,500																904					904	2,847,600
4	高収益作物助成	1	20,700										200											200	414,000
5	地域振興策物助成	1	20,700																		350			350	724,500
6	牧草収益力向上助成	1	3,600			6,719																		6,719	2,418,840
7	水田放牧・資源循環 (耕畜連携)	3	10,400			1,004																		1,004	1,044,160
8	そばの作付け	1	20,000																					0	0
合計(基幹)※4			実面積	25,074	8,160	7,723							200						904		350			42,411	※6
合計(二毛作)※4			実面積																					0	52,315,000

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の場合にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分を受けた場合の調整方法

○追加配分(留保分・転換作物拡大加算・高収益作物等拡大加算)を受けた場合

(1) 個票③を上限単価まで増額調整する。

③調整後単価＝当初単価＋不足単価 $\leq$ 35,000円/10a以内

(2) ③の単価調整後、配分額に残がある場合は個票①・②を1円単位で一律に上限単価以内まで増額調整する。

①・②調整後単価＝当初単価＋不足単価 $\leq$ 20,000円/10a以内

(3) 上記①・②・③の単価調整後、活用残がある場合は個票⑤を1円単位で上限単価以内まで単価調整する。

⑤調整後単価＝当初単価＋不足単価 $\leq$ 35,000円/10a以内

※端数処理:円単位未満切り捨て

○追加配分(取組に応じた配分)を受けた場合

(1) 整理番号⑧は単価固定とする。

所要額＝20,000円/10a×面積

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

所要額が配分額を超過した場合は、下記の方法で減額単価調整する。

(1) 整理番号①・②を12,000円以上/10aを維持し、1円単位で減額調整する。

①・②調整後単価＝調整前単価＋(配分額－所要額)/整理番号①・②面積×10

※但し、①を1円単位で減額した際、配分額が所要額を超過する場合は②のみを12,000円以上/10aを維持し、1円単位で単価を減額調整する(①の対象面積が大きいため)

②調整後単価＝調整前単価＋(配分額－所要額)/整理番号②面積×10

(2) それでも不足する場合は、整理番号⑧を16,000円以上/10aを維持し、1円単位で単価を減額調整する。

⑧調整後単価＝調整前単価＋(配分額－所要額)/整理番号⑧面積×10

(3) ⑧の調整をしても不足する場合は整理番号⑦を10,000円以上/10aを維持し、1円単位で単価を減額調整する。

⑦調整後単価＝調整前単価＋(配分額－所要額)/整理番号⑦面積×10

6. 高収益作物について

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。